

物品調達に係る障害者雇用促進企業等に対する優先的取扱いに関する要綱

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、県内の障害者の雇用の促進並びに安定を図ることを目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に基づき随意契約により物品調達をしようとする案件の一部について、障害者雇用促進企業等から物品管理室が物品の調達を行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録対象企業)</p> <p>第2条 この要綱における登録対象企業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 障害者雇用促進企業等 以下のもので、第4条の登録を受けた者をいう。</p> <p>ア 障害者雇用促進企業 次のa, b, cのいずれにも該当する者。</p> <p>イ 障害者就労施設等支援企業 次のa, b, dのいずれにも該当する者。</p> <p>a 本県が行う物品調達等に係る競争入札参加資格を有していること。</p> <p>b 県内に本社又は支社（支店、営業所を含む。以下同じ。）を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。）であること。</p> <p>c bの県内本社又は支社において、1年間の各月毎の初日に雇用する障害者の数の合計が、1年間の各月毎の初日において常時雇用する労働者の数の合計に100分の2.2を乗じて得た数（その数に1人未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）以上であること。</p> <p>d bの県内本社又は支社において、障害者就労施設等から過去1年間に30万円以上の物品の購入または役務の提供を受けた事業者。</p> <p>※1 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者及び重度知的障害者並びに精神障害者（発達障害者を含む。）をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、県内の障害者の雇用の促進並びに安定を図ることを目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に基づき随意契約により物品調達をしようとする案件の一部について、障害者雇用促進企業等から物品管理室が物品の調達を行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録対象企業)</p> <p>第2条 この要綱における登録対象企業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 障害者雇用促進企業等 以下のもので、第4条の登録を受けた者をいう。</p> <p>ア 障害者雇用促進企業 次のa, b, cのいずれにも該当する者。</p> <p>イ 障害者就労施設等支援企業 次のa, b, dのいずれにも該当する者。</p> <p>a 本県が行う物品調達等に係る競争入札参加資格を有していること。</p> <p>b 県内に本社又は支社（支店、営業所を含む。以下同じ。）を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。）であること。</p> <p>c bの県内本社又は支社において、1年間の各月毎の初日に雇用する障害者の数の合計が、1年間の各月毎の初日において常時雇用する労働者の数の合計に100分の2.0を乗じて得た数（その数に1人未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）以上であること。</p> <p>d bの県内本社又は支社において、障害者就労施設等から過去1年間に30万円以上の物品の購入または役務の提供を受けた事業者。</p> <p>※1 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者及び重度知的障害者並びに精神障害者（発達障害者を含む。）をいう。</p>

改正案	現行
<p>※2 障害者就労施設等 県内の次の施設をいう。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害者支援施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害者福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう）。</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第3条 障害者雇用促進企業等の登録を受けようとする者は、障害者雇用促進企業等登録申請書（様式第1号）に障害者雇用状況計算書（様式第2号）と障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳（又は知的障害者判定機関の判定書）、精神障害者保健福祉手帳）の写し、または障害者就労施設等取引実績証明書（様式第3号）を添えて、物品管理室長に申請しなければならない。</p> <p>2 新規の申請書については、随時受付（土・日・祝祭日を除く。）とする。</p> <p>3 更新の申請書受付は、毎年1月1日から1月31日（土・日・祝祭日を除く。）の期間とする。</p> <p>4 第2条第1号 c 及び d に規定する1年間とは、申請しようとする月の前月から遡った1年間とする。</p> <p>（登録及び不適合の通知）</p> <p>第4条 室長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録又は不適合を当該申請者に通知（様式第4号）しなければならない。この場合、不適合とするときは、その理由を付さなければならない。</p> <p>2 新規の登録は、申請書提出日の翌々月の1日とする。</p> <p>3 更新の登録は、毎年3月1日付けで行うものとする。</p>	<p>※2 障害者就労施設等 県内の次の施設をいう。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第26項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害者福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設。</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第3条 障害者雇用促進企業等の登録を受けようとする者は、障害者雇用促進企業等登録申請書（様式第1号）に障害者雇用状況計算書（様式第2号）と障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳（又は知的障害者判定機関の判定書）、精神障害者保健福祉手帳）の写し、または障害者就労施設等取引実績証明書（様式第3号）を添えて、物品管理室長に申請しなければならない。</p> <p>2 新規の申請書については、随時受付（土・日・祝祭日を除く。）とする。</p> <p>3 更新の申請書受付は、毎年1月1日から1月31日（土・日・祝祭日を除く。）の期間とする。</p> <p>4 第2条第1号 c 及び d に規定する1年間とは、申請しようとする月の前月から遡った1年間とする。</p> <p>（登録及び不適合の通知）</p> <p>第4条 室長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録又は不適合を当該申請者に通知（様式第4号）しなければならない。この場合、不適合とするときは、その理由を付さなければならない。</p> <p>2 新規の登録は、申請書提出日の翌々月の1日とする。</p> <p>3 更新の登録は、毎年3月1日付けで行うものとする。</p>

改正案	現行
<p>(登録の有効期限及び公表)</p> <p>第5条 障害者雇用促進企業等の更新登録の有効期限は3月1日から翌年2月末日までとする。なお、新規申請の有効期限は、申請書を受理した日の翌々月の1日から直近の2月末日までとする。</p> <p>2 障害者雇用促進企業登録一覧表は、物品管理室のホームページにおいて随時公表するものとする。</p> <p>(登録の取り消し)</p> <p>第6条 室長は、障害者雇用促進企業等の登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該登録の取り消しを該当者へ通知(様式第5号)するものとする。</p> <p>(1) 第2条第1号aまたはbの規定に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、平成26年1月6日から施行する。</p> <p>3 この要綱は、当分の間、文具及び印刷物に限る調達に適用するものとする。</p> <p><u>4 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号c及び様式第1号の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。</u></p>	<p>(登録の有効期限及び公表)</p> <p>第5条 障害者雇用促進企業等の更新登録の有効期限は3月1日から翌年2月末日までとする。なお、新規申請の有効期限は、申請書を受理した日の翌々月の1日から直近の2月末日までとする。</p> <p>2 障害者雇用促進企業登録一覧表は、物品管理室のホームページにおいて随時公表するものとする。</p> <p>(登録の取り消し)</p> <p>第6条 室長は、障害者雇用促進企業等の登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該登録の取り消しを該当者へ通知(様式第5号)するものとする。</p> <p>(1) 第2条第1号aまたはbの規定に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、平成26年1月6日から施行する。</p> <p>3 この要綱は、当分の間、文具及び印刷物に限る調達に適用するものとする。</p>

改正案

現行

様式第1号（第3条関係）

様式第1号（第3条関係）

障害者雇用促進企業等登録申請書

障害者雇用促進企業等登録申請書

出納局物品管理室長 様
年 月 日

出納局物品管理室長 様
年 月 日

申請者 登録番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号

申請者 登録番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号

下記のとおり障害者雇用促進企業等の登録を受けたいので、要綱第3条の規定により申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

下記のとおり障害者雇用促進企業等の登録を受けたいので、要綱第3条の規定により申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

記

障害者雇用促進企業・障害者就労施設等支援企業 (該当するものに○)	
1 業種 (右記の該当するものを○)	卸売業・小売業・製造業・その他
2 資本金・出資総額	円
3 常用労働者数	人
4 県内の事業所数	事業所
5 県内事業所の雇用状況 (様式第2号障害者雇用状況計算書の集計)	
① 労働者数 (②を除く)	人
② 短時間労働者数	人
③ 除外率	%
④ 基礎となる労働者数	$(①+② \times 0.5) - (①+② \times 0.5) \times ③$ 人
⑤ 雇用すべき障害者数	$④ \times 2.2\%$ (小数点以下端数切捨) 人
⑥ 障害者の労働者数 (⑦~⑪を除く)	人
⑦ 障害者の短時間労働者数 (⑨⑩を除く)	人
⑧ 重度障害者の労働者数 (⑨を除く)	人
⑨ 重度障害者の短時間労働者数	人
⑩ 精神障害者 (発達障害を含む) の労働者数 (⑪を除く)	人
⑪ 精神障害者 (発達障害を含む) の短時間労働者数	人
⑫ 障害者労働者数	$⑥+⑦ \times 0.5+⑧ \times 2+⑨+⑩+⑪ \times 0.5$ 人
6 県内障害者就労施設等との取引額	件 円

障害者雇用促進企業・障害者就労施設等支援企業 (該当するものに○)	
1 業種 (右記の該当するものを○)	卸売業・小売業・製造業・その他
2 資本金・出資総額	円
3 常用労働者数	人
4 県内の事業所数	事業所
5 県内事業所の雇用状況 (様式第2号障害者雇用状況計算書の集計)	
① 労働者数 (②を除く)	人
② 短時間労働者数	人
③ 除外率	%
④ 基礎となる労働者数	$(①+② \times 0.5) - (①+② \times 0.5) \times ③$ 人
⑤ 雇用すべき障害者数	$④ \times 2.0\%$ (小数点以下端数切捨) 人
⑥ 障害者の労働者数 (⑦~⑪を除く)	人
⑦ 障害者の短時間労働者数 (⑨⑩を除く)	人
⑧ 重度障害者の労働者数 (⑨を除く)	人
⑨ 重度障害者の短時間労働者数	人
⑩ 精神障害者 (発達障害を含む) の労働者数 (⑪を除く)	人
⑪ 精神障害者 (発達障害を含む) の短時間労働者数	人
⑫ 障害者労働者数	$⑥+⑦ \times 0.5+⑧ \times 2+⑨+⑩+⑪ \times 0.5$ 人
6 県内障害者就労施設等との取引額	件 円

※ 5の欄の⑫が⑤以上の場合、または、6の欄が30万円以上であれば申請できます。

※ 5の欄の⑫が⑤以上の場合、または、6の欄が30万円以上であれば申請できます。

※※ 5の欄の③除外率は、厚生労働省のHPを参照してください。

※※ 5の欄の③除外率は、厚生労働省のHPを参照してください。

※※※ 5の欄の④の $(①+② \times 0.5) \times ③$ については、小数点以下端数切捨。

※※※ 5の欄の④の $(①+② \times 0.5) \times ③$ については、小数点以下端数切捨。

※※※※ 5の欄の⑫は、小数点以下端数切捨しない。

※※※※ 5の欄の⑫は、小数点以下端数切捨しない。

改正案

現行

様式第2号（第3条関係）

障害者雇用状況計算書

商号又は名称：

（単位：人）

障害者雇用 算定年月 （過去1年間）	労働者数 （障害者を含む）		障害者の雇用状況					
			障害者の労働者数		重度の障害者の労働者数		精神障害者（発達障害を 含む）の労働者数	
	労働者数	短時間 労働者数	労働者数	短時間 労働者数	労働者数	短時間 労働者数	労働者数	短時間 労働者数
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
合 計	（申請書の①）	（申請書の②）	（申請書の③）	（申請書の④）	（申請書の⑤）	（申請書の⑥）	（申請書の⑦）	（申請書の⑧）

- ※ 労働者数からは短時間労働者数を除いてください。
- ※※ 県内の事業所が複数ある場合は、とりまとめのうえ計算書を作成してください。
- ※※※ 障害者雇用状況の報告義務を有する企業（労働者数45.9人以上）は、障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所長の受付印があるもの（電子報告を除く。））を添付してください。
- ※※※※ 過去1年間とは、申請しようとする月の前月から遡った1年間とします。

様式第2号（第3条関係）

障害者雇用状況計算書

商号又は名称：

（単位：人）

障害者雇用 算定年月 （過去1年間）	労働者数 （障害者を含む）		障害者の雇用状況					
			障害者の労働者数		重度の障害者の労働者数		精神障害者（発達障害を 含む）の労働者数	
	労働者数	短時間 労働者数	労働者数	短時間 労働者数	労働者数	短時間 労働者数	労働者数	短時間 労働者数
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
年 月								
合 計	（申請書の①）	（申請書の②）	（申請書の③）	（申請書の④）	（申請書の⑤）	（申請書の⑥）	（申請書の⑦）	（申請書の⑧）

- ※ 労働者数からは短時間労働者数を除いてください。
- ※※ 県内の事業所が複数ある場合は、とりまとめのうえ計算書を作成してください。
- ※※※ 障害者雇用状況の報告義務を有する企業（労働者数50人以上）は、障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所長の受付印があるもの（電子報告を除く。））を添付してください。
- ※※※※ 過去1年間とは、申請しようとする月の前月から遡った1年間とします。

改 正 案

現 行

様式第2号（第2条関係）

障害者就労施設等
取引実績書

出納局物品管理室長 様

年 月 日

長崎県の物品調達に係る障害者雇用促進企業等に対する優先的取扱いに関する要綱第3条の規定に基づき障害者雇用促進企業等として登録を受けるため、下記取扱実績証明書を提出します。

申 請 者 登録番号
所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名 印
電 話 番 号

取引実績証明書

当施設（事業所）は、上記企業からの発注を受け下記内容の取引を行ったことを証明いたします。

年 月 日

所 在 地
施 設 名
（事業所名）
代 表 者 名 印
電 話 番 号

1 取引期間（過去1年間）	年 月 日 ～ 年 月 日
2 取引内容 例：花の苗を販売等物件名 印刷物の折り等作業名	
3 取引金額	円

※ 取引をした施設（事業所）ごとに作成して下さい。
※※ 過去1年間とは、申請しようとする月の前月から遡った1年間とします。

様式第2号（第2条関係）

障害者就労施設等
取引実績書

出納局物品管理室長 様

年 月 日

長崎県の物品調達に係る障害者雇用促進企業等に対する優先的取扱いに関する要綱第3条の規定に基づき障害者雇用促進企業等として登録を受けるため、下記取扱実績証明書を提出します。

申 請 者 登録番号
所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名 印
電 話 番 号

取引実績証明書

当施設（事業所）は、上記企業からの発注を受け下記内容の取引を行ったことを証明いたします。

年 月 日

所 在 地
施 設 名
（事業所名）
代 表 者 名 印
電 話 番 号

1 取引期間（過去1年間）	年 月 日 ～ 年 月 日
2 取引内容 例：花の苗を販売等物件名 印刷物の折り等作業名	
3 取引金額	円

※ 取引をした施設（事業所）ごとに作成して下さい。
※※ 過去1年間とは、申請しようとする月の前月から遡った1年間とします。

改正案

現行

様式第4号（第4条関係）

障害者雇用促進企業等結果通知書

物管第 号
年 月 日

会社名

代表者名 様

出納局物品管理室長

先に提出されました物品調達に係る障害者雇用促進企業等登録申請書に基づき、貴社（所・店）の資格を審査した結果を下記のとおり通知します。

記

登録 ・ 不適合

1. 登録番号

2. 登録種別 障害者雇用促進企業・障害者就労施設等支援企業

3. 登録年月日 年 月 日

4. 有効期間 自 年 月 日

至 年 月 日

5. その他 継続希望の場合は、毎年1月末日までに更新の手続きを受付けます。

6. 不適合の理由 []

様式第4号（第4条関係）

障害者雇用促進企業等結果通知書

物管第 号
年 月 日

会社名

代表者名 様

出納局物品管理室長

先に提出されました物品調達に係る障害者雇用促進企業等登録申請書に基づき、貴社（所・店）の資格を審査した結果を下記のとおり通知します。

記

登録 ・ 不適合

1. 登録番号

2. 登録種別 障害者雇用促進企業・障害者就労施設等支援企業

3. 登録年月日 年 月 日

4. 有効期間 自 年 月 日

至 年 月 日

5. その他 継続希望の場合は、毎年1月末日までに更新の手続きを受付けます。

6. 不適合の理由 []

改正案

現行

様式第5号（第6条関係）

障害者雇用促進企業等登録取消通知書

年 月 日

様

出納局物品管理室長

年 月 日付け 物管第 号により物品調達に係る障害者雇用促進企業等の登録を要綱第6条の規定により取消します。

様式第5号（第6条関係）

障害者雇用促進企業等登録取消通知書

年 月 日

様

出納局物品管理室長

年 月 日付け 物管第 号により物品調達に係る障害者雇用促進企業等の登録を要綱第6条の規定により取消します。